

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第23号

亀山市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

亀山市児童福祉法施行細則（平成17年亀山市規則第60号）を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の申請書の提出は、法第6条の2の2の障害児通所支援を受けようとする日の30日前（当該申請書が当該介護給付費等の更新に係るものである場合は、支給を受けようとする日の60日前から30日前）までに世帯状況・収入申告書（様式第2号）を添付して行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると亀山市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が認めた場合にあっては、この限りでない。

第3条中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第4条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第5条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第6条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第7条中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第8条中「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

第9条中「様式第8号」を「様式第9号」に改める。

第10条中「様式第9号」を「様式第10号」に改める。

第11条第1項中「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条第2項中「様式第11号」を「様式第12号」に改める。

第12条第1項中「様式第12号」を「様式第13号」に改め、同条第2項中「様式第13号」を「様式第14号」に改める。

第 13 条を削る。

第 14 条第 1 項中「第 21 条の 5 の 28」を「第 21 条の 5 の 29」に、「様式第 16 号」を「様式第 15 号」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条第 1 項中「様式第 17 号」を「様式第 16 号」に、「様式第 18 号」を「様式第 17 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 19 号」を「様式第 18 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 20 号」を「様式第 19 号」に、「様式第 21 号」を「様式第 20 号」に改め、同条を第 14 条とする。

第 16 条第 1 項中「様式第 22 号」を「様式第 21 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 23 号」を「様式第 22 号」に、「様式第 24 号」を「様式第 23 号」に、「様式第 25 号」を「様式第 24 号」に改め、同条を第 15 条とする。

第 17 条第 1 項中「様式第 26 号」を「様式第 25 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 27 号」を「様式第 26 号」に、「様式第 28 号」を「様式第 27 号」に、「様式第 29 号」を「様式第 28 号」に改め、同条を第 16 条とする。

第 18 条中「様式第 30 号」を「様式第 29 号」に改め、同条を第 17 条とする。

第 19 条第 1 項中「様式第 31 号」を「様式第 30 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 32 号」を「様式第 31 号」に改め、同条を第 18 条とする。

第 20 条中「様式第 33 号」を「様式第 32 号」に改め、同条を第 19 条とし、第 21 条を第 20 条とする。

第 22 条中「様式第 34 号」を「様式第 33 号」に改め、同条を第 21 条とし、第 23 条を第 22 条とし、第 24 条を第 23 条とする。

別表第 2 備考の 3 の (2) 中「、第 6 項及び第 24 項」を「及び第 6 項」に改める。

様式第 1 号中

「	身体障害者 手帳番号		療養手帳番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		」
---	---------------	--	--------	--	-------------------	--	---

を

「	身体障害者 手帳番号		療養手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名		」
---	---------------	--	------------	--	-------------------	--	-----	--	---

に、

「	放課後等デイサービス	」	を	「	放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	」
---	------------	---	---	---	---------------------------	---

に改める。

様式第14号を削る。

様式第13号備考の1中「亀山市長」を「三重県知事」に改め、同様式を様式第14号とし、様式第12号を様式第13号とする。

様式第11号備考の1中「亀山市長」を「三重県知事」に改め、同様式を様式第12号とし、様式第8号から様式第10号までを1様式ずつ繰り下げる。

様式第7号備考の1中「亀山市長」を「三重県知事」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第6号備考の1中「亀山市長」を「三重県知事」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号備考の1中「亀山市長」を「三重県知事」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中

「	身体障害者 手帳番号		療養手帳番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		」
---	---------------	--	--------	--	-------------------	--	---

を

「	身体障害者 手帳番号		療養手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名		」
---	---------------	--	------------	--	-------------------	--	-----	--	---

に、

「	放課後等デイサービス	」	を	「	放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援	」
---	------------	---	---	---	---------------------------	---

に、

「	生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置 補足給付の特例措置）を申請します。福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	」
---	---	---

を

「	多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに をつける。) 1. 第2子に該当する者 2. 第3子以降に該当する者 在園証明等が必要になります。
	生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置 補足給付の特例措置)を申請します。 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

に改め、同様式を様式第5号とし、様式第3号を様式第4号とする。

様式第2号備考の1中「亀山市長」を「三重県知事」に改め、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

世帯状況・収入申告書

亀山市福祉事務所長 様

申告年月日 年 月 日

申告者(保護者)住所
(保護者)氏名

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について

	氏名	生年月日	本人との関係	市町村民税の状況	
申請者				課税	非課税
世帯主				課税	非課税
世帯員				課税	非課税
				課税	非課税

2 申請者の収入の状況について

(以下の(1)(2)の部分は、医療型個別減免・補足給付(施設入所者に限る。)を申請する場合のみ記入してください。)

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円
--------	---

(2) 収入等の状況

収入(A)(年収)

区分	種類	収入額
稼得等収入	障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)()	円
	特別児童扶養手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当)()	円
	工賃等収入	円
	その他の収入 ()	円
その他の収入	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入 ()	円

必要経費(B)

種類	内容	金額
租税		円
		円
社会保険料		円
		円

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外(下の欄に記入)
フリガナ		申請者との関係
氏名		
住所	〒	電話番号

(記入上の注意)

- 1 収入のうち証明書等があるものは、この申告書に必ず添付してください。
- 2 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 3 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

同意書
私は、障害福祉サービスの利用に当たり、私及び私と同一の世帯に属する者の住民基本台帳、収入・所得及びその課税の状況受給する手当の状況及び介護保険の認定・給付の状況等必要な事項について、亀山市福祉事務所が調査・閲覧することについて同意します。
本人(保護者)住所
氏名 _____ (印)

様式第15号を削る。

様式第16号中「第14条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第17号中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第18号中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同様式備考の1中「亀山市長」を「三重県知事」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第19号中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同様式備考の1中「亀山市長」を「三重県知事」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第20号中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第21号中「第15条関係」を「第14条関係」に改め、同様式備考の1中「亀山市長」を「三重県知事」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第22号中「第16条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第23号中「第16条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第24号中「第16条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第25号中「第16条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第26号中「第17条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第27号中「第17条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第26号とする。

様式第28号中「第17条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第27号とする。

様式第 29 号中「第 17 条関係」を「第 16 条関係」に改め、同様式を様式第 28 号とする。

様式第 30 号中「第 18 条関係」を「第 17 条関係」に改め、同様式を様式第 29 号とする。

様式第 31 号中「第 19 条関係」を「第 18 条関係」に改め、同様式を様式第 30 号とする。

様式第 32 号中「第 19 条関係」を「第 18 条関係」に改め、同様式を様式第 31 号とする。

様式第 33 号中「第 20 条関係」を「第 19 条関係」に改め、同様式を様式第 32 号とする。

様式第 34 号中「第 22 条関係」を「第 21 条関係」に改め、同様式を様式第 33 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。